

## 入札保証金・契約保証金について

### 1 入札保証金について

入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、後記(6)により入札保証金を免除される場合を除いては、指定する期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）に納付しなければならない。

#### (1) 入札保証金等の額

入札保証金等の額は、見積もった契約希望金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。なお、開札執行において、入札額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5の額が入札保証金の額に満たない場合は、その入札書を無効とする。

**【有効要件 入札額×110%×5%≤入札保証金額】**

#### (2) 入札保証金の納付

入札参加者等が、入札保証金を納付する場合には、次の方法により納付する。

病院機構が発行する払込書兼領収書（3枚綴り）により、入札保証金相当額（前記(1)の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構取引金融機関に払い込むものとする。

この場合には、払込書兼領収書の写しを令和5年11月29日（水）午前11時までに下記担当窓口（以下「担当窓口」という。）に提出すること。

なお、提出方法は、電子メール（PDFファイル等）、ファクシミリ、郵送（期限必着）又は持参によるものとする。

#### 【担当窓口】

郵便番号：〒330-8777  
 所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2  
 機関名：埼玉県立小児医療センター 医事担当 村瀬  
 電話番号：048-601-2233（直通）  
 FAX：048-601-2201  
 電子メール：sc.system@saitama-pho.jp

#### (3) 入札保証金に代える担保の種類及び価値

前記(1)の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

#### (4) 担保の提供

入札参加者等は、前記(3)に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、令和5年11月29日（水）午前11時までに担当窓口に有価証券等の原本を提出するものとする。なお、預かり時に病院機構から有価証券等と引換えに預り証を交付する。

#### (5) 入札終了後の入札保証金等

##### ア 入札保証金等の還付

契約の相手方が決定したときは、非落札者の入札保証金等を還付するものとし、非落札者は次のいずれかの方法により入札保証金等の還付を請求する。

(ア) 前記(2)の方法による場合には、「入札（契約）保証金還付請求書（様式第6号）」に払込書兼領収書の写しを添付し、提出する。

(イ) 前記(3)の入札保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した預り証に領収の旨を付記し、記名押印して提出する。

イ 落札者に係る入札保証金等は、落札者が納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

ウ 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしないときは、病院機構に帰属する。

#### (6) 入札保証金の免除

地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「事務取扱規程」という。）第6条の規定に基づき、入札保証金の納付の免除を希望する場合は、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）」と合わせて、「入札保証金免除申請書（様式第3号）」に次に掲げる書類を添えて、令和5年11月17日（金）正午までに入札保証金の免除を申請する。

ア 保険会社との間に病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、保険証書（原本）を提出する。なお、期限までに保険証書（原本）が交付されない場合は、申込書類の控えを仮提出する。

イ 銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした場合は、予約を証する書類を提出する。

ウ 事務取扱規程第3条に規定する入札参加資格を有する者で、種類及び規模をほぼ同じくする契約を、平成31年4月1日以降に2回以上すべて誠実に履行した実績を有する場合は、「契約の履行について（様式第8号）」に次の2点を添えて提出する。

①契約書のコピー2件分

②履行を証する書類【契約の相手方が発行した契約履行証明書（コピー可）、  
契約の相手方が作成した完了検査調書のコピー、  
振込金額や相手方が記された部分の通帳のコピー、等】

#### 【補足】

(ア) ①は、種類及び規模をほぼ同じくする契約であること。なお、契約の相手方は、国及び地方公共団体の他、国立大学法人、地方独立行政法人、日本赤十字社及びその他の法人が運営する医療機関を対象とする。

(イ) 契約の相手方が埼玉県立小児医療センター病院長の場合は②を省略することができる。

(ウ) 「誠実に履行した実績」とは、相手方の履行検査に合格した契約であり、契約期間中のものはこれに該当しない。ただし、複数年の契約で契約期間中の場合は、前年度までの契約履行実績を有効とする。また、同一契約で複数年度の履行実績がある場合は、年度単位に1件として差し支えないものとする。

## 2 契約保証金について

受注者は、後記(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、病院機構に納付しなければならない。

### (1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

【有効要件 入札額×110%×10%≤契約保証金額】

### (2) 契約保証金に代える担保の種類及び価値

前記(1)の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

### (3) 契約完了後の契約保証金等

ア 病院機構は、受注者が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき又はその他これを返還する事由が生じたときは、受注者に対して次のいずれかの方法により契約保証金等を還付する。

（ア）病院機構が発行する払込書兼領収書（3枚綴り）により納付した場合には、払込書兼領収書の写しを添付した「入札（契約）保証金還付請求書（様式第6号）」の提出により契約保証金を還付する。

（イ）契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した預り証に領収の旨を付記し、記名押印して提出することによりこれを還付する。

イ 受注者がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は病院機構に帰属する。

### (4) 契約保証金の免除

契約保証金の納付の免除を希望する場合は、「契約保証金免除申請書（様式第7号）」に、次に掲げる書類を添えて契約保証金の免除を申請する。

ア 保険会社との間に病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したときは、保険証書（原本）を提出する。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他病院機構が指定する金融機関と履行保証契約を締結したときは、保証契約書（原本）を提出する。

ウ 前号ア又はイ以外で契約保証金の納付の免除を希望する場合は、前記1(6)ウの規定を準用するものとし、「契約保証金免除申請書（様式第7号）」及び「契約の履行について（様式第8号）」に必要な書類を添えて、落札後、速やかに担当窓口に

提出する。

なお、契約書のコピー及び履行を証する書類が、入札保証金免除の申請書類と同一であっても再度提出すること。